



2026年3月23日

各 位

会社名 株式会社 シモジマ
代表者名 代表取締役社長 笠井 義彦
(コード：7482 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役経営企画本部長 小野寺仁
(TEL 03-3862-8626)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、執行役員（以下「対象執行役員」）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的等

本制度は、当社の執行役員を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象執行役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

対象執行役員は、当社の取締役会決議に基づき、本制度によって支給される金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。なお、対象執行役員に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の支給金額及び各対象執行役員への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を踏まえて、取締役会において決定します。

対象執行役員は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の執行役員その他当社取締役会で定める地位を喪失する日または当該割当てを受けた日が属する事業年度に係る有価証券報告書（同日が同事業年度開始後6か月以内の日で

ある場合は、当該事業年度に係る半期報告書)が提出される日のいずれか遅い日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします(以下「譲渡制限」という。)。また、本制度による発行当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で、概要、以上の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結します。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう専用口座で管理される予定です。

以上